

## 山梨県委託業務成績評定要領

### (目的)

第1 この新要領は、山梨県が所掌する委託業務等の成績評定（以下「評定」という。）に必要な事項を定め、厳正かつ的確な評定の実施を図り、もって建設コンサルタント等並びに技術者の適正な選定及び指導育成に資することを目的とする。

### (評定の対象)

第2 この要領において評定の対象となる委託業務等（以下「委託業務等」という。）は、原則として1件の契約金額が100万円（消費税込み）を超える次の各号に掲げる業務をいう。ただし、公共工事適正化連絡会議において評定を行う必要がないと認めたものについては評定を省略することができる。

なお、以下の共通仕様書及び基準において一部修正等があった場合には最新版によるものとする。

- 一 県土整備部が定める、地質・土質調査業務共通仕様書（令和3年9月17日技管第926号）（以下「地質共通仕様書」という。）に定める地質調査業務、及び別に定める基準に従い定められる単純調査業務（以下「単純調査業務」という。）
- 二 農政部が定める、地質・土質調査業務共通仕様書（令和3年4月9日耕第120号）に定める地質調査業務、及び別に定める基準に従い定められる単純調査業務
- 三 県土整備部が定める、測量業務共通仕様書（令和3年9月17日技管第925号）（以下「測量共通仕様書」という。）に定める測量業務
- 四 農政部が定める、測量業務共通仕様書（令和3年4月9日耕第120号）に定める測量業務
- 五 林政部が定める、治山林道工事調査等業務標準仕様書（令和3年5月28日治山第404号）に定める治山林道工事調査業務等
- 六 県土整備部が定める、設計業務共通仕様書（令和3年9月17日技管第924号）及び国土交通省が定める、電気通信施設設計業務共通仕様書（令和4年2月24日国技電第98の3号）（以下「設計共通仕様書」という。）に定める調査業務、計画業務及び設計業務
- 七 農政部が定める、設計業務共通仕様書（令和3年4月9日耕第120号）に定める調査業務、計画業務及び設計業務

- 八 県土整備部が定める、積算業務共通仕様書（令和 4 年 3 月 31 日技管第 1846 号）及び現場技術業務共通仕様書（令和 2 年 9 月 15 日技管第 669 号）に定める発注者支援業務
- 九 農政部が定める、積算業務委託共通仕様書（平成 19 年 4 月 27 日耕第 161 号）及び現場技術業務委託共通仕様書（平成 18 年 3 月 31 日耕第 2253 号）に定める発注者支援業務
- 十 林政部が定める、治山林道事業現場技術業務共通仕様書（平成 29 年 3 月 24 日治山第 2012 号）に定める発注者支援業務等
- 十一 その他県土整備部、農政部、林政部別に定められる基準に従い定められる公物管理補助業務及び行政事務補助業務等

(評定の内容)

- 第 3 評定は、各委託業務等の種別に応じ定められた各評価項目について行う。
  - 2 評定の対象業務が複数の業務にまたがる場合の取り扱いについては、山梨県委託業務評定要領の運用（以下「評定要領の運用」という。）に定める。

(評定者)

- 第 4 委託業務等の評定を行う者（以下「評定者」という。）は、委託業務等の請負契約についての完了検査を行う者（総合評定者）及び調査を行う者（第一次評定者及び第二次評定者）とし、別表－1 のとおりとする。

(評定の方法)

- 第 5 評定は、委託業務ごと、評定者ごとに独立して的確かつ公正に行うものとする。
  - 2 評定の結果は、別表－2 の適用区分で定める委託業務成績評定表（以下「評定表」という。）の様式に記録するものとする。
  - 3 評定における留意事項については、評定要領の運用に定める。

(評定の時期)

- 第 6 総合評定者は完了検査を実施したとき、第一次評定者及び第二次評定者は委託業務等が完了したとき、それぞれ評定するものとする。

(評定表の提出等)

- 第 7 評定者は、評定をおこなったときは、遅滞なく、評定表等を当該業務について所轄する所属（以下「所轄所属」という。）の長に提出するものとする。

(評定表の保管)

- 第 8 評定表等については、所轄所属で保管するものとする。

(評定結果の通知)

第9 所轄所属の長は、評定者から評定表の提出があったときは、遅滞なく、当該委託業務等の受注者に対して、評定の結果を、第2号様式により通知するものとする。

なお、第2号様式別表には、第5第2項で定めた評定の結果を記録するものとする。

(評定の修正)

第10 所轄所属の長は、第9の通知をした後、当該評定を修正する必要があると認められる場合は、修正しなければならない。

2 所轄所属の長は、前項の修正を行ったときは、遅滞なく、その結果を当該委託業務等の受注者に通知するものとする。

(説明請求等)

第11 第9又は第10による通知を受けた者は、通知を受けた日から起算して14日(「休日」を含む。)以内に、書面により通知を行った所轄所属の長に対して評定の内容について説明を求めることができる。

2 所轄所属の長は、前項による説明を求められたときは、速やかに第3号様式により回答するものとする。

(再説明請求等)

第12 第11第2項の回答を受けた者は、説明に係る回答を受けた日から起算して14日(「休日」を含む。)以内に、別紙第4号様式により所轄所属の長に対して、再説明を求めることができる。

2 所轄所属の長は、前項による再説明を求められたときは、当該事業所管所属に設けられた「委託業務等成績評定評価委員会」の審議を経て書面により回答するものとする。

3 前項の「委託業務等成績評定評価委員会」は、「山梨県建設工事成績通知実施要領」の「山梨県建設工事成績評定評価委員会設置規則(案)」における「工事」を「委託業務等」に読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

1. この要領は、令和 5年 4月 1日から施行する。

別表－1

区 分		第一次評定者	第二次評定者	総合評定者	
契 約 担 当 者	知	本課監督 (各課執行)	担当リーダー (相当職)	担当課長補佐 (相当職)	検査員 山梨県調査・測量・設計業務検査要綱 第5条により委任された者
	事	出先監督 (本課執行)	担当リーダー (相当職)	担当課長 (相当職)	検査員 山梨県調査・測量・設計業務検査要綱 第5条により委任された者
	所 長 (出先執行)	担当リーダー (相当職)	担当課長 (相当職)	検査員 山梨県調査・測量・設計業務検査要綱 第5条により委任された者	

検査員： 山梨県建設工事執行規則(昭和44年山梨県規則第20号)第2条第4号に規定する検査員をいう。

別表－2 成績評定表と項目別評定点の適用区分

項	共通仕様書・標準仕様書の種類	成績評定表	評定点表
一	県土整備部 地質・土質調査業務共通仕様書	イ	ハ
二	農政部 地質・土質調査業務共通仕様書		
三	県土整備部 測量業務共通仕様書		
四	農政部 測量業務共通仕様書		
五	林政部 治山林道工事調査等業務標準仕様書		
六	県土整備部 設計業務共通仕様書 国土交通省 電気通信施設設計業務共通仕様書		
七	農政部 設計業務共通仕様書	ロ	ニ
八	県土整備部 積算業務共通仕様書、 現場技術業務共通仕様書		
九	農政部 積算業務共通仕様書 現場技術業務委託共通仕様書		
十	林政部 治山林道事業現場技術業務共通仕様書		
十一	県土整備部 農政部 公物管理補助業務補助業務及び行政事務補助業務 林政部		

イ：第1号様式－1－①

ロ：第1号様式－1－②

ハ：第2号様式別表①

ニ：第2号様式別表②

委託業務成績評定表				令和 年 月 日		
				事務所名		
委託業務等名						
契約金額		当初：¥		最終：¥		
履行期間		当初：令和 年 月 日～令和 年 月 日		最終：令和 年 月 日～令和 年 月 日		
完了年 月 日		令和 年 月 日				
完了検査年 月 日		令和 年 月 日				
契約相手方住所氏名						
管理技術者氏名						
照査技術者氏名						
業務主任技術者氏名						
担当技術者氏名①				⑤		
担当技術者氏名②				⑥		
担当技術者氏名③				⑦		
担当技術者氏名④				⑧		
第一次評定者所属・氏名					点(注1)	
第二次評定者所属・氏名					点(注1)	
総合評定者所属・氏名					点(注1)	
審査項目			業務評定 (注1)	技術者評定		
				管理技術者 業務主任技術者	担当技術者	照査技術者
プロセス 評価	実施能力の 評価	実施体制と 執行計画				
	実施状況の 評価	執行管理				
		品質管理				
		業務特性				
		創意工夫				
	説明調整能 力の評価	説明調整能力				
	取組姿勢	責任感・積極性・ 倫理観				
結果の評価	成果物の品質					
①小計(注2)						
②事故等による減点(注3)						
③瑕疵修補又は損害賠償による減点						
④その他( )						
総合評定点=①+②+③+④						

注) 1. 各評価項目の評定点は、小数第二位を四捨五入して表示している。

2. ①小計は、少数第一位を四捨五入し整数とする。

3. 総合評価で求めた実施方針等について、実施方針の内容を満たすことができなかった場合は、「事故による減点」項目で減点する。

委託業務成績評定表						
					令和 年 月 日	
事務所名						
委託業務等名						
契約金額		当初：¥			最終：¥	
履行期間		当初：令和 年 月 日～令和 年 月 日	最終：令和 年 月 日～令和 年 月 日			
完了		年 月 日	令和 年 月 日			
完了検査		年 月 日	令和 年 月 日			
契約相手方住所氏名						
管理技術者氏名 (注1)						
照査技術者氏名 (照査技術者の評定はなし)						
担当技術者氏名 (注1)						
第一次評定者所属・氏名						
第二次評定者所属・氏名						
総合評定者所属・氏名						
評価項目		第一次 評定者 評定点	第二次 評定者 評定点	総合 評定者 評定点	業務評定 管理技術者評定 (注2)	担当技術者評定 (注2)
専門技術力	目的と内容の理解		-	-		
	的確な履行		-	-		
	業務目的の達成度		-	-		
管理技術力	業務実施体制の的確性		-	-		
	打ち合わせの理解度		-	-		
	指揮系統の迅速性、確実性		-	-		
取組姿勢	責任感、積極性、発注者側の視点		-	-		
①小計(注3)						
②業務執行に係る過失に伴う減点		-		-		
③事故等による減点		-	-	-		
④瑕疵修補又は損害賠償による減点		-	-	-		
⑤その他 ( )		-	-	-		
総合評定点=①+②+③+④+⑤		-	-	-		

注) 1. 管理技術者及び担当技術者が複数名配置されている場合は、全て記載する。  
 2. 各評価項目の「業務評定」「管理技術者評定」「担当技術者評定」は、小数第二位を四捨五入して表示している。  
 3. ①小計は、小数第一位を四捨五入し整数とする。

〇〇〇〇第 号  
令和 年 月 日

契約の相手方  
所在地  
商号又は名称  
代表者氏名 殿

〇 〇 事務所長  
〇 〇 〇 〇 印  
〇 〇 課 長  
〇 〇 〇 〇 印

### 委託業務成績評定通知書

貴社が受注した下記の委託業務について、委託業務成績評定要領に基づき評定した結果を通知します。

なお、評定の結果に疑問があるときは、当職に対してその疑問の旨を付して、この書面の通知を受けた日から起算して14日（「休日」を含む。）以内に書面により、説明を求めることができます。

疑問の旨に対する説明は、書面により郵送いたします。

なお、説明を求める場合は書面により通知者宛へ、また、手続き等についての問い合わせ先は下記へお願いします。

#### 記

- 1 委託業務名                    〇 〇 〇 〇 業務
- 2 履行期間                    令和 〇年 〇月 〇日～令和 〇年 〇月 〇日
- 3 完成検査年月日            令和 〇年 〇月 〇日
- 4 成績評定                    〇点または「別表のとおり」
- 5 手続き等の問い合わせ先

（事務所の例）

〒〇〇〇〇-〇〇〇〇 山梨県〇〇市〇〇丁目〇〇番地  
〇〇事務所 担当課 宛  
TEL 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇（代） 内線〇〇〇〇

土木関係の審査基準を用いた場合のみ添付する。  
(調査・測量・設計の業務)

項目別評定点

業務名：

審査項目	細別		業務評定 (評定点/満点)	技術者評定		
				管理技術者 業務主任技術者 (評定点/満点) (注1)	担当技術者 (評定点/満点) (注1)	照査技術者 (評定点/満点) (注1)
プロセス評価	実施能力の評価	実施体制と執行計画	/	/	/	/
	実施状況の評価	執行管理	/	/	/	/
		品質管理	/	/	/	/
		業務特性	/	/	/	/
		創意工夫	/	/	/	/
	説明調整能力の評価	説明調整能力	/	/	/	/
	取組姿勢	責任感・積極性・倫理観	/	/	/	/
結果の評価	成果物の品質	/	/	/	/	
評定点の小計(注2)			/	/	/	/
(内指名停止に係わ／ 事故等による減点する減点数) (注3)			( ) /	( ) /	( ) /	( ) /
瑕疵修補又は損害賠償による減点						
その他( )						
総合評定点			/100点	/100点	/100点	/100点

- 注) 1. 各項目の評定点及び満点は小数第二位を四捨五入して表示している。  
 2. 評定点の小計は小数第一位を四捨五入し、整数としている。  
 3. 総合評価で求めた実施方針等について、実施方針の内容を満たすことができなかった場合は、「事故による減点」項目で減点する。

土木関係の審査基準を用いた場合のみ添付する。  
(発注者支援・公物管理補助及び行政事務補助の業務)

## 項目別評定点

業務名：

評価項目	評価の視点	業務評定・管理技術者	担当技術者
専門技術力	目的と内容の理解	点 / 点	点 / 点
	的確な履行	点 / 点	点 / 点
	業務目的の達成度	点 / 点	点 / 点
管理技術力	業務実施体制の的確性	点 / 点	点 / 点
	打ち合わせの理解度	点 / 点	点 / 点
	指揮系統の迅速性、確実性	点 / 点	点 / 点
取組姿勢	責任感、積極性、発注者側の視点	点 / 点	点 / 点
評定点の小計 (注)		点 / 100点	点 / 100点
業務執行に係る過失に伴う減点		点	
(内指名停止に係わる / 事故等による減点減点数)		( 点)/ 点	
瑕疵修補又は損害賠償による減点		点	
その他 ( )		点	
総合評定点		点 / 100点	点 / 100点

注) 評定点の小計は、小数第一位を四捨五入し整数とする。

〇〇〇〇第 号  
令和 年 月 日

契約の相手方  
所在地  
商号又は名称  
代表者氏名 殿

〇〇建設事務所長  
〇 〇 〇 〇 印  
〇 〇 課 長  
〇 〇 〇 〇 印

### 委託業務成績評定に係る説明書（回答）

令和 年 月 日付けで貴社から説明を求められました評定内容について、下記のとおり回答します。

本説明書に疑問があるときは、当職に対してその疑問の旨を付して、この書面の回答を受けた日から起算して14日（「休日」を含む。）以内に書面により、再説明を求めることができます。

なお、再説明は{各執行所属名}に設けられた委託業務成績評定評価委員会の審議を経た上で行います。

疑問の旨に対する再説明は、書面により郵送いたします。

また、再説明を求める場合は書面により通知者宛へ、手続き等についての問い合わせ先は下記へお願いします。

#### 記

- 1 委託業務名 〇 〇 〇 〇 業務
- 2 疑問に対する回答
- 3 手続き等の問い合わせ先

（事務所の例） ㊦〇〇〇-〇〇〇〇 山梨県〇〇市〇〇丁目〇〇番地  
〇〇事務所 担当課 宛  
TEL 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇（代） 内線〇〇〇〇

〇〇〇〇第 号  
令和 年 月 日

契約の相手方  
所在地  
商号又は名称  
代表者氏名 殿

〇 〇 事務所長  
〇 〇 〇 〇 印  
〇 〇 課長  
〇 〇 〇 〇 印

### 委託業務成績評定に係る再説明書（回答）

令和 年 月 日付けで貴社から再説明を求められた評定内容について、下記のとおり回答します。

#### 記

1 委託業務名 〇 〇 〇 〇 業務

2 疑問に対する回答